

第3章

緑のまちづくり方針

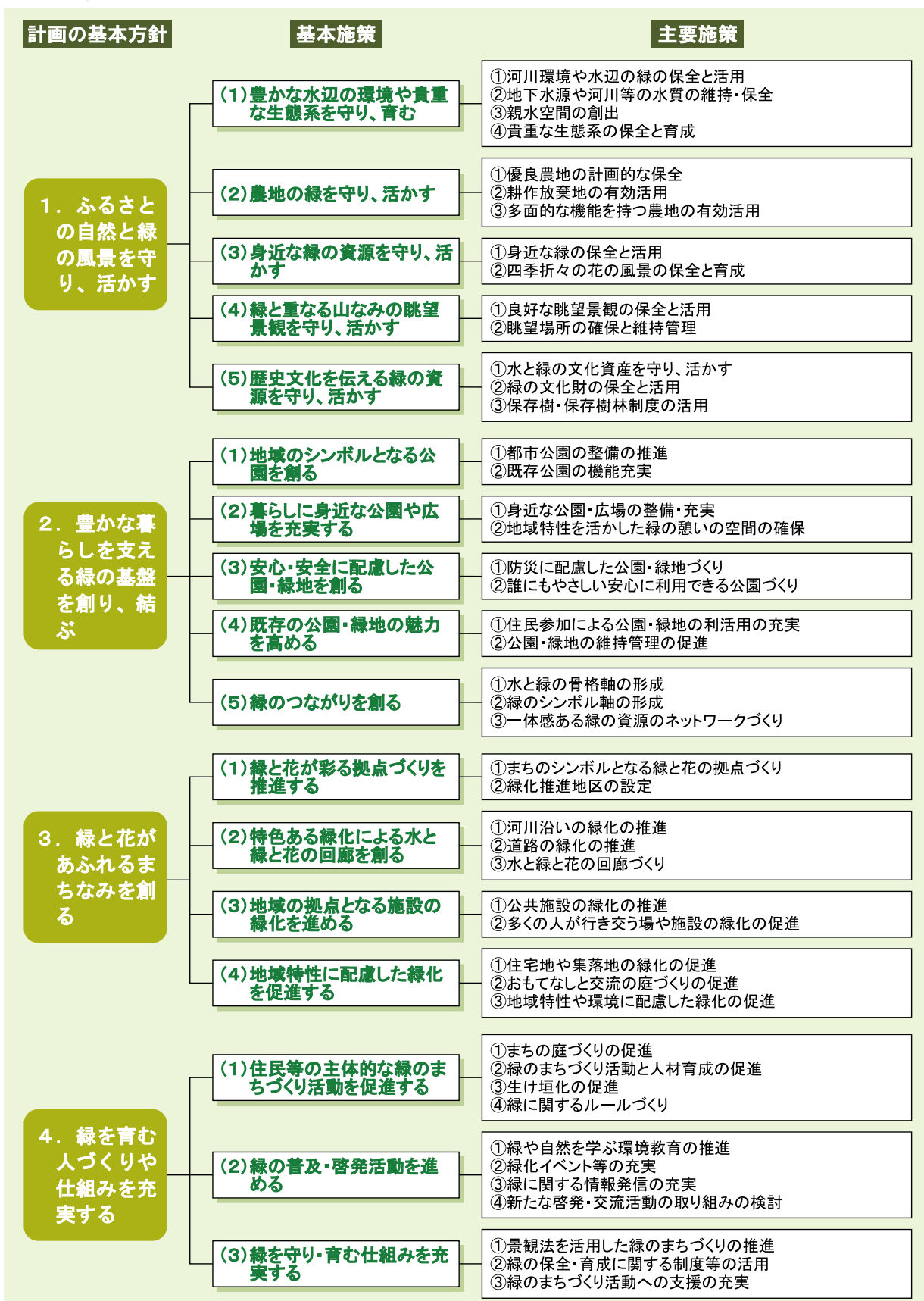


第3章 緑のまちづくり方針

■ 施策の体系

緑の将来像と基本理念及び目標を実現するため、計画の基本方針に基づき、次の施策を展開します。

■ 施策の体系



【守る緑】 自然環境・景観の保全と活用の方針

1. ふるさとの自然と緑の風景を守り、活かす

(1) 豊かな水辺の環境や貴重な生態系を守り、育む

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①河川環境や水辺の緑の保全と活用	・本町の自然骨格を形成し、豊かな水環境を表象する主要河川を水と緑の骨格軸として位置づけ、河川環境の整備とともに、河道内樹木や雑草繁茂への対応と維持管理を推進し、身近な自然資源としての保全・育成を図る。 ・河川整備に際しては、本町の特性や貴重な資源を最大限活かすよう、生態系への配慮及び周囲環境と調和した多自然川づくりを検討する。 ・主要河川については、継続的な治水・利水機能の維持・向上とともに、暮らしを豊かにする親水空間やレクリエーション空間、動植物の生息空間、消防水利や避難地等の防災機能など、多様な機能を持つ空間として整備・活用を図る。 ・また、市街地や集落地の水路については、生態系を育む場としても、雑排水対策等の水辺環境の維持・保全に努める。 ・キショウブの植栽が行われている今川は、「自然環境保全事業」の推進により、保全活動の促進と、良好な水辺環境と美しい景観の維持・保全を図る。	・鎌田川、渋川、東花輪川（山伏川）、常永川の水と緑の骨格軸及び道川、今川を含めた水辺環境活用軸、主要河川、水路等 ・今川周辺
②地下水源や河川等の水質の維持・保全	・下水道整備や生活排水対策、ごみ不法投棄の防止等により、河川・水路の水質汚濁の防止、水環境の保全を図る。 ・「昭和町地下水採取の適正化に関する条例」の運用により、継続的な取水指導等を推進する。 ・過剰取水の抑制、井戸水の水質検査の継続、地下水位の監視等により、本町の財産である水源の積極的な保全を図る。また、災害時における井戸の活用を図る。 ・健全な水循環系の構築と、豊かな水資源を活かした地域振興を図るため、「やまなし水政策ビジョン」に基づく施策の展開を検討する。	・主要河川、水路等 ・地下水源
③親水空間の創出	・鎌田川や東花輪川（山伏川）等の河川改修等にあわせて親水空間を創出するとともに、公園や遊歩道等との一体的な環境整備に努め、身近に水辺に親しみられあえるレクリエーションの場の創出や、地域の交流・活性化への活用を図る。	・鎌田川、東花輪川（山伏川）及び主要河川
④貴重な生態系の保全と育成	・豊かな水環境や田園環境は、ホタルなど多様な動植物の生息場所でもあり、この生息環境の積極的な保全を図る。 ・多様な生態系やうるおいある水辺環境の保全に向け、多自然川づくりの検討や、生物の生息環境に配慮した水辺管理、自然生態系を損なう行為の防止に向けた普及・啓発に努める。 ・風土伝承館杉浦醫院における園児によるホタルの幼虫の放流を継続するなど、「ゲンジボタル復活支援事業」による保全・育成を促進する。 ・豊かな水環境や、貴重な生態系の保全と育成に関する意識の醸成と啓発活動の充実に努める。	・河川、水辺空間や周辺の緑地空間、田園農地等の貴重な動植物の生息環境 ・河川・水路等の整備 ・風土伝承館杉浦醫院のホタル保護活動

(2) 農地の緑を守り、活かす

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①優良農地の計画的な保全	- 都市における農地の持つ多面的な機能を重視し、「農業振興地域整備計画」との整合を図り、一団の優良農地の計画的な保全を図る。 - 環境保全型農業を推進するとともに、地産・地消や食育の推進など、都市近郊型農業の持続的な展開を促進する。	・田園環境保全ゾーン（一団のまとまった優良農地）
②耕作放棄地の有効活用	- 増加する耕作放棄地の課題に対応し、「農地の利用状況調査」を踏まえ、農地の土地利用転換など土地所有者の理解と協力を得ながら有効活用を検討する。 - 関連部局と連携した農業基盤整備や人材育成、「農地銀行」や「農地中間管理機構」における農地の斡旋、農業法人化等による耕作放棄地の解消に努めるとともに、地域における緑化活動の場等への有効活用を検討する。 - 耕作放棄地を活用した花の栽培など、景観緑地への活用を検討し、農地の緑の風景の維持に努める。 「あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」に基づき、荒廃農地等の緑の適正管理について指導を充実する。	・町内全域に点在する耕作放棄地・遊休農地
③多面的な機能を持つ農地の有効活用	- 都市における緑地空間や郷土景観の維持、生物多様性や生息環境の保全機能、防災機能など農地の持つ多面的機能に留意し、農地の保全と町土の良好な環境の維持に努める。 - 住民農園の拡充に努めるとともに、耕作放棄地の景観緑地への活用、直売所や観光農園・体験農園が一体的となった農業交流拠点やレクリエーション拠点への活用など、都市近郊型農業と農地の有効活用を検討する。	・優良農地 ・農地、農用地

(3) 身近な緑の資源を守り、活かす

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①身近な緑の保全と活用	- 一団のまとまりある優良農地や水辺の緑、社寺林、屋敷林、古木・大木等は暮らしに身近な自然や緑であり、これらの緑については、貴重な自然資源として極力その維持・保全に努める。 - 身近な自然や緑については、子どもたちの環境学習の場や水と緑に親しむ遊びの環境づくり、町民の憩いの場としての活用を検討する。	・優良農地、河川沿いの緑地空間、まとまった樹林地、社寺林、屋敷林、古木・大木等
②四季折々の花の風景の保全と育成	- 河川沿いの桜並木やアジサイ、キショウブ、コスモス等に彩られた風景や点在する四季折々の花の風景は、本町における重要な緑の資源であるとともに郷土景観を表象しており、河川や道路整備等との調整を図りつつ、彩りある花の風景の保全と育成に努める。 - 山伏川の桜並木及び諏訪神社の「桜保全事業」を推進するとともに、関係課との連携を図りながら、町民や事業者等との協働による維持管理を促進する。	・山伏川の桜並木とアジサイ、今川のキショウブ、常永川のコスモス街道等 ・昭和インター線のオトメツバキ、昭和バイパスのコスモス街道、押原花の通学路等 ・諏訪神社の桜並木等

(4) 緑と重なる山なみの眺望景観を守り、活かす

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①良好な眺望 景観の保全 と活用	・田園の景観と一体となった富士山や周囲の山なみを遠望する良好な眺望景観については、魅力ある景観資源としての保全と緑のまちづくりに向けた活用に努める。	・河川、田園、山なみの眺望、周囲の景観資源
②眺望場所の 確保と維持 管理	・主要な眺望場所については、良好な眺望とその前景を彩る緑の連続性やオープンスペースの確保、視点場の特性に応じた適切な滞留空間づくり、眺望スポットの整備、周辺の修景整備、サイン・標示板の設置に努める。 ・眺望域の保全と確保に向け、地域住民等との協力により、眺望を阻害する要因や景観支障樹木の伐採、緑の維持・管理に努める。	・良好な眺望場所

(5) 歴史文化を伝える緑の資源を守り、活かす

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①水と緑の文化 資産を守り、 活かす	・本町固有の歴史性を感じることのできる緑のふるさと文化拠点については、特徴的な緑の保全、歴史文化資産と調和した緑の修景づくり、アクセス道路の整備、案内・誘導・解説サインの設置、周辺のまちなみ景観の誘導等により、郷土の風景を体感し交流を育む拠点としての活用を推進する。 ・緑のふるさと文化拠点では、各々の拠点の特徴を活かし、風土伝承館杉浦醫院周辺の四季の風景と庭園の適切な維持管理、ホタルの育成、霞堤周辺の風致の維持や特色ある緑化、山伏川の桜並木の保全と育成、義清神社周辺の社叢林の維持・保全など、本町の歴史文化を表象する緑の文化資産としての魅力の向上に努める。	・緑のふるさと文化拠点 (風土伝承館杉浦醫院周辺、霞堤周辺、山伏川の桜並木周辺、義清神社周辺)
②緑の文化財 の保全と活用	・緑に関わる遺跡・史跡等の文化財、社寺や鎮守の森、古道、歴史的建造物、道祖神や祠など、地域に息づく歴史文化資源を顕在化し、地域の歴史文化的景観を形成する緑の資源として、積極的な保全と緑のまちづくりへの活用を図る。 ・緑に関わる主な文化財については、地域の魅力資源としての利活用、地域を特徴づける景観スポット整備、散策路や水と緑と花の回廊づくりへの活用を検討する。	・主な緑の文化財 ・社寺、古道(旧鎌倉街道、みのぶ道)、風土伝承館杉浦醫院や古民家等の歴史的建造物、道祖神・祠、伝統行事・祭り等
③保存樹・保存 樹林制度の 活用	・地域のシンボルとして親しまれている樹木や優れた景観を形成する樹林等については、町民共有の財産として積極的な保全を図るため、土地所有者の理解と協力を得ながら、保存樹や保存樹林制度を活用した保全策を検討する。	・特徴的な樹木・樹林、大木・古木等



・義清神社の社叢林



・今川周辺



・風土伝承館杉浦醫院

[illegible]

注) * 「おこんこん山」は、地域では「おこんこ山」とも呼ばれています。

 緑のふるさと文化拠点
主な緑の文化財（遺跡・史跡等）
古道（みのぶ道・旧鎌倉街道）

【創る緑】公園・緑地の創出とネットワーク方針

2. 豊かな暮らしを支える緑の基盤を創り、結ぶ

(1) 地域のシンボルとなる公園を創る

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①都市公園の整備の推進	・町民の交流と多目的利用、まちの賑わいの創出、子育て支援や高齢化社会等に対応し、まちのシンボルとなる次の3か所の基幹的な都市公園の整備を推進する。 ・(仮称)西条公園(既存計画:約2.6ha)は、快適な生活環境の形成と住民の暮らしに身近な憩いの場とする。 ・(仮称)西条二区公園(新規計画街区公園:約0.8ha)は、公会堂建設予定地に併設し、高齢者・子育て世代が利用しやすい公園配置と健康で快適な生活環境の形成を図る。 ・(仮称)東花輪川河川公園(変更計画:約2.5ha)は、東花輪川両側現道整備を左岸に区域変更し、緑と花と水辺が調和し、隣接する商業空間と公園空間が一体となった賑わいと交流の場を創出する。 ・公園整備に際しては、町民や来訪者など誰もが身近に緑や自然に親しむことができるよう、都市全体のバランスや利用ニーズを考慮した計画的な配置を行い、公園利用サービスの充実と質の向上に努める。	・新たな公園レクリエーション拠点((仮称)西条公園、(仮称)西条二区公園、(仮称)東花輪川河川公園)
②既存公園の機能充実	・押原公園や常永ゆめ広場、西条・彩の広場等の既存の都市公園は、レクリエーション機能や防災機能の強化など、町民の利用ニーズに応じた公園レクリエーション拠点としての機能の充実と魅力の向上を図る。 ・公園の拡充や改修に際しては、計画的な施設の更新とともに、アクセス道路整備や水辺空間との調和など、緑のネットワークの核としての機能強化に努める。 ・集約型の都市の形成に向け、公園利用状況や地域ニーズに応じた公園施設の機能、配置の集約・再編を検討する。 ・地域の顔となるその他の緑の拠点についても、レクリエーションや防災機能など、地域住民に身近なオープンスペース、憩いの場としての機能拡充に努める。	・既存の公園レクリエーション拠点(押原公園、常永ゆめ広場、西条・彩の広場、阿原1号公園、国母公園) ・湧水の里沼公園、甲府市水道局スポーツ施設、常永公園、釜無工業団地公園

(2) 暮らしに身近な公園や広場を充実する

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①身近な公園・広場の整備・充実	・既存公園の充実と併せ、地域住民の身近な憩いやレクリエーション活動の場となる規模の小さい公園や広場、花壇・緑地など、暮らしにうるおいを与える身近な公園・広場の整備・充実に努める。 ・身近な公園・広場の整備にあたっては、開発行為に伴う公園整備の促進、街区公園等の拡充に努めるとともに、公園等が不足している地域については、利用者の利便性と親しみが持てる公園施設として、徒歩圏内の適正配置や地域バランス、整備水準等を考慮した整備・拡充を検討する。 ・市街化調整区域の農業基盤整備や適正な土地利用誘導と併せ、豊かな田園環境や景観を活かし、地域住民の憩いの場や農に親しむ場となり、快適な暮らしと地域コミュニティの醸成を促す農村公園や農業公園の整備を検討する。	・その他の公園・広場 ・公園が不足している地域 ・市街化調整区域

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
②地域特性を活かした緑の憩いの空間の確保	・まちや地域の目印となる主要な交差点や辻、道路や河川沿いの空地、公共施設、社寺林、河川沿いの緑地空間、耕作放棄地等の身近なオープンスペースを活用し、地域の自然や歴史文化とのふれあい、多様なレクリエーション活動の場となる、地域特性を活かした身近な緑の憩いの空間を確保する。	・主要な交差点、辻、道路・河川等に隣接する空地、緑地空間、耕作放棄地、公共施設、社寺林等

(3) 安心・安全に配慮した公園・緑地を創る

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①防災に配慮した公園・緑地づくり	・本町は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれており、公園・緑地等を防災上重要な役割を持つ緑地として位置づけ、防災機能を強化する。 ・災害時における避難地や避難路及び避難・救援・救助活動に資する身近な防災拠点となる公園・緑地やオープンスペースを確保する。また、徒歩による避難を基本とした適正配置に努め、周辺の公共施設等との連携を図り、各施設の機能分担を考慮しつつ、防災機能の強化を推進する。 ・押原公園等の基幹的な公園について、水害時の浸水対策の強化など、防災機能の強化を図る。 ・公園整備や改修に際しては、緊急物資搬入のヘリポートとなる広場の確保や防災倉庫の設置等の災害時の機能を充実し、防災ネットワークの核としての機能強化に努める。 ・社寺境内地や市街地内の空地等についても、延焼遮断防止機能を有する緑のオープンスペースとして、防災機能を高める緑化や緑の連続性の確保に努める。	・河川、道路、既存の公園・緑地等 ・広域避難地の押原公園、集合地の公園・広場、身近な避難地となる街区公園、学校、グラウンド等 ・押原公園等の基幹的な公園 ・社寺境内地、市街地内の空地等
②誰にもやさしい安心に利用できる公園づくり	・公園整備や改修時には、誰もが安心して快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の積極的な導入を推進し、子育て支援や高齢社会等に対応した公園・緑地の利活用を検討する。 ・見通しを確保した樹木の配置や樹種の選定、適切な照明灯の設置など、防犯に配慮した安心して利用できる公園の整備・改修を推進する。	・主要な公園・広場、緑地等

(4) 既存の公園・緑地の魅力を高める

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①住民参加による公園・緑地の利活用の充実	・公園・広場の整備に際しては、子育て、健康づくり、高齢者の利用など、多様な利用ニーズに対応するとともに、地域に親しまれ、地域特性を活かした身近な場となるよう、計画段階からの住民参加を促進し、愛着の醸成を図る。 ・農業体験ができる水田を配置した常永ゆめ広場の活用など、多面的機能を有する公園の効果的な利活用に向け、公園の運営に関する協議会の設置を検討する。 ・また、地域コミュニティの場となるよう、公園・広場の利活用について住民ワークショップ等の実施を検討する。 ・公園をPRするホームページの作成やバーチャル化したデータの公開を検討する。	・主要な公園・広場、緑地等

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
②公園・緑地の維持管理の促進	- 指定管理者制度やシルバー人材センターへの委託による維持管理の充実とともに、「公園台帳」の作成や、「公園施設長寿命化計画」の策定を推進し、公園・緑地の適切な維持管理を図る。 - 維持管理コストの軽減を考慮した施設・設備・植栽に努めるほか、遊具等の安全管理や親水空間等の適切な維持管理の充実に努める。 - 地域による自主的な管理やボランティアの育成、定期的な美化・清掃など、住民や事業者等との協働による維持管理を促進するとともに、公園維持管理のアダプトプログラム（里親制度）の普及促進に努める。	主要な公園・広場、緑地等

(5) 緑のつながりを創る

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①水と緑の骨格軸の形成	- 本町は、山伏川の桜並木やホタルの自生を目指す鎌田川等、豊かな水資源を活用した公園や河川整備に努めており、水と緑の骨格軸となる主要河川については、水辺環境と緑地空間の保全・活用施策を推進する。 - 親水空間の確保や河川沿いの緑化、水辺の散策路整備など、水辺空間と周辺の公園や田園環境が調和した一体的な整備に努め、本町のシンボリックな水辺レクリエーション軸の形成を推進する。	水と緑の骨格軸（鎌田川、渋川、東花輪川（山伏川）、常永川）
②緑のシンボル軸の形成	本町の賑わい・交流を担う緑のシンボル軸となる主要幹線道路については、ポケットパークの整備や花壇の設置、特色ある沿道緑化などによる魅力ある景観を創出し、多様な緑の拠点とこれらの資源を結ぶ系統的な緑のネットワークを形成する。	緑のシンボル軸（国道20号、（主）甲府南アルプス線、（主）甲府市川三郷線、（都）昭和玉穂中央通り線、（主）甲斐中央線等）
③一体感ある緑の資源のネットワークづくり	- 河川や親水空間、各拠点や公園、地域の緑の資源等を有機的に結び、住む人、訪れる人が水辺や緑に親しみながら回遊できるネットワークづくりを推進する。 - また、公園や緑地及び緑化等の住民の多様な活動をネットワークし、沿川緑化や緑のオープンスペースの確保、散策路・サイクリングロード整備等の検討により、都市における水辺の潤い環境を地域で享受し、交流・活用を図る水辺環境活用軸の形成を図る。 - 公園・緑地の配置は、ネットワークを考慮し個々の公園・緑地がそれぞれ機能や役割を分担・補い合うことで、町として一体的かつ効果的な運用が可能となるよう留意する。 - 河川の利用用道路や河川敷等を活用した遊歩道、水辺のサイクリングロード、休憩スポット等の整備と、緑化の推進により、河川緑地空間のネットワーク化を図る。 - 山伏川の桜並木やアジサイ、常永川のコスモス街道等は、一定の連続した緑の軸が形成されており、ホタルの生息環境や花の風景といった緑の資源の魅力を高め、これらを河川や湧水等の豊かな水資源とつなげることにより、昭和町ならではの個性ある水と緑が融合したネットワークとして形成する。 - 地域住民の暮らしに身近な生活道路や里道、路地・小径等を活用し、まち全体が緑と花に彩られたきめ細やかな緑のネットワークの形成を図る。	- 水と緑の骨格軸、緑のシンボル軸、水と緑と花の回廊 - 水辺環境活用軸（道川、鎌田川、渋川、今川、東花輪川（山伏川）、常永川） - 緑の拠点、主要な公園・緑地等 - 主要河川 - 主要河川や湧水等の水資源、ホタルの生息環境、花の風景等の地域資源等 - 生活道路、里道、路地、小径等

図の凡例

- - - 行政界
- 都市計画区域界
- 用途地域界
- - - 地域界
- 鉄道・駅
- 高規格道路
- 主な道路
- 河川

凡例

【緑の拠点（公園・緑地）】	【公園・広場、緑地等】	【緑のネットワーク】	【その他】
● 公園レクリエーション拠点	■ 都市公園（既設）	➡ 水と緑の骨格軸	▨ 広域避難地
● その他の緑の拠点	▨ 都市公園（計画）	< ● > 緑のシンボル軸	□ 避難地
	□ その他の公園	< ● > 水と緑の花の回廊	□ 主要社寺境内地
	● 主な花壇・緑地等	< ● > 水辺環境活用軸	

【彩る緑】都市緑化の方針

3. 緑と花があふれるまちなみを創る

(1) 緑と花が彩る拠点づくりを推進する

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
① まちのシンボルとなる緑と花の拠点づくり	・主要な公園をはじめ、行政文化施設が集積するまちの拠点や、本町固有の歴史文化や景観を有し交流・活性化の核となる緑のふるさと文化拠点、緑のレクリエーション拠点等については、周辺の地域資源も含めた一体的な緑のまとまりを確保し、本町のシンボルとなる積極的な緑と花のまちづくりを推進する。	・緑と花のまちの拠点 ・緑のふるさと文化拠点 ・公園レクリエーション拠点、その他の緑の拠点
② 緑化推進地区の設定	・より効果的な緑のまちづくりを実現するため、緑の拠点の形成と併せ、先導的・重点的に緑化を進めるべき地区を「緑化推進地区[*]」と位置づけ、積極的な緑化の展開を図る。 【緑化推進地区選定の考え方】 ○地域の中心的な地区、またはシンボリックな地区 ○緑が少ない地区、または積極的な緑化が望まれる地区 ○公園整備やまちづくりが予定され、緑化により高い波及効果が期待される地区 ○水と緑のネットワークの構築に向けて重要な地区 など	・昭和町役場周辺 ・甲府昭和 IC 周辺 ・(仮称) 東花輪川河川公園周辺 ・常永駅周辺 ・(仮称) 西条公園・風土伝承館杉浦醫院周辺 ・(仮称) 西条二区公園周辺

注) * 緑化推進地区の取り組みについては「第5章 計画の推進に向けて」を参照下さい。

(2) 特色ある緑化による水と緑と花の回廊を創る

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
① 河川沿いの緑化の推進	・河川や水辺沿いの緑や花は、本町の主要な緑を形成しており、河川改修と併せ、空地や低未利用地等を活用し、周辺のまちなみや環境と調和した特色ある緑化を推進する。	・主要河川、水路等
② 道路の緑化の推進	・主要な道路は、河川とともに都市構造上も景観上も重要な骨格軸であるため、幹線道路や沿道の植栽・花壇等による緑化を推進し、魅力あるまちなみを創出する。 ・街路樹は、風の道の形成や災害時の延焼防止、避難路の確保という防災上の視点からも重要な緑であり、特に歩道の整備を計画している路線は道路の改善・整備に併せて、緑化スペースの確保や防災性の向上(延焼遮断帯)に資する樹種の選定等に努め、緑の機能を活用した回廊づくりを促進する。 ・国道や県道については、地域意向にも配慮しながら緑豊かな道路空間の整備を関係機関に要請する。 ・歩行者の安全性や快適性の確保、良好な景観の創出を目的に、沿道も含めた主要な生活道路の緑化を推進する。 ・道路緑化の際は、交通安全性や快適性の確保、地域環境や景観に配慮した樹種や場の選定、落ち葉等の維持管理の手法も併せて検討する。 ・中央自動車道の法面など既存の緑の維持管理に努め、効果的な緑のつながりを確保する。	・緑のシンボル軸、主要な幹線道路、都市計画道路、生活道路等 ・避難路となる幹線道路や住宅地接道部の生垣等 ・国道、県道 ・主要な生活道路

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
③水と緑と花の回廊づくり	- 水辺の緑地空間や緑道の整備、主要幹線道路の歩道整備や特色ある緑化を促進し、散策路やウォーキングルート、サイクリングルートの形成、古道を活用した「ふるさとの散歩道」づくりなど、水と緑と花の回廊づくりを推進する。 - 河川沿いの四季折々の花の風景やホタルの育成は、豊かな水のまちを表象する重要な景観資産として、桜保全事業やゲンジボタル復活支援事業等により、水と緑と花の回廊づくりへの積極的な活用を促進する。 - 河川や水路沿い、生活道路や里道沿いの緑化、誘導・案内・解説サインの設置などにより、地域の身近な資源を活かし、歩きながら地域の風景や歴史文化を体感し交流を深めるフットパスづくりを促進する。	- 古道（みのぶ道、旧鎌倉街道）、水辺の緑地空間、主要幹線道路の歩道等 - 霞堤周辺、山伏川の桜並木、アジサイ街道、常永川のコスモス街道、今川のフラワーロード、鎌田川、今川、湧水の里沼公園、押原公園等のホタルの育成地等

(3) 地域の拠点となる施設の緑化を進める

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①公共施設の緑化の推進	- 役場や総合会館、公会堂等の公共施設が集積する緑と花のまちの拠点や、多くの町民が利用する主要な公園等については、先導的なモデルとなるよう、地域と調和した質の高い緑化を推進する。 - 緑化にあたっては、場所や条件を勘案の上、草花の植栽や壁面緑化、屋上緑化、敷地内緑化、施設の外周部の緑化など積極的な緑化施策を推進するとともに、郷土種や地域の景観に調和した樹種の選定、季節感の確保など、地域住民に親しまれる適切な緑化に努める。 - 地域コミュニティ活動の核を担う学校施設等は、緑のカーテンや花壇の設置、生物の生息環境への配慮など、環境教育の場、地域住民の交流の場となるよう、緑と花の育成を促進する。	- 主要公園、昭和町役場、中央公民館、総合会館、地域交流センター、総合体育館、町立図書館、老人福祉センター、各地区の公会堂等の公共施設 - 小学校、中学校、高校等の教育施設、児童館等
②多くの人が行き交う場や施設の緑化の促進	- 国母駅や常永駅は、本町の玄関口となる鉄道駅周辺の良好な景観形成に向け、鉄道敷周辺の低未利用地や道路境界部等を活用し、駅からまちなかへ人を誘導する、昭和町らしい緑化を促進する。 - 商業地は、空地や低未利用地を活用した緑化スペースの確保、ポケットパークの整備、駐車場の緑化、建物ファサードや道路境界部の緑化、プランターの設置等により、賑わいを演出する魅力ある緑化を促進する。 - 工業団地や工場等は、事業者の協力を得ながら屋上緑化や壁面緑化、駐車場の緑化、樹木の維持管理を促進し、緑に包まれた産業景観を創出する。 「山梨県環境緑化条例」等に基づき、事業所等の緑化に関する指導を行い、緩衝緑地帯や緑のオープンスペースの確保を促進する（敷地面積 2,000 m²以上の事業所等は敷地面積の5%以上の緑化を目標とする）。	- JR 身延線国母駅、常永駅 - イオンモールやイトーヨーカドー等の大規模商業施設周辺等 - 釜無工業団地、国母工業団地周辺、その他一定規模の工場・事業所周辺

(4) 地域特性に配慮した緑化を促進する

主要施策	具体的な施策の展開方向	主な対象
①住宅地や集落地の緑化の促進	・土地区画整理事業が行われ、地区計画等により緑豊かな良好な住環境が形成されている地区は、緑化協定の締結など、住民の協力により他地区への波及効果となる効果的な取り組みを進め、緑豊かなまちなみづくりを促進する。 ・住宅市街地においては、うるおいあるまちなみ景観を育むため、庭木の植栽や生け垣化の促進、フラワーポットや鉢植えの設置など、まちなみへの寄与を意識した緑化を誘導する。 ・既存集落地については、田園地帯と共生する良好な環境の維持に向け、民家の外構や庭先の緑、屋敷林や樹林地など身近な緑の維持・保全に努め、地域環境と調和した緑の育成を促進する。 ・広報等による「生け垣推進補助制度」の周知に努めるとともに、花の苗の配布や花いっぱい運動、緑のカーテン等の緑化推進事業を推進し、暮らしの中から身近な緑を育む緑と花のまちづくりの取り組みを進める。	・土地区画整理事業区域、地区計画区域 ・市街地ゾーン（住宅市街地） ・田園居住ゾーン（集落地） ・民有地（住宅地・集落地）
②おもてなしと交流の庭づくりの促進	・庭や玄関先の個性ある緑と花づくりにより、住民が楽しみながらおもてなしと交流を育む「オープンガーデン」の取り組みの普及・促進を図る。 ・緑と花があふれるまちなみづくりを進めるために、庭木の植栽やガーデニング、生け垣設置へのアドバイスや花苗の配布の充実など、住民の自主的な緑化の取り組みに対する支援の充実に努める。	・民有地（住宅地・集落地）
③地域特性や環境に配慮した緑化の促進	・地域特性と調和した緑化を図るため、動植物の生息環境や季節感等に充分配慮するとともに、風土や地域環境に即した樹種の選定、植栽手法等を検討し、地域になじみ、親しまれる緑化を推進する。 ・緑化に際しては、まちの木や花（オトメツバキ、レンゲ）の積極的な活用と周知に努める。 ・大規模開発地においては、開発事業者との協議により既存の緑や緑地の保全、復元緑化を促すとともに、周辺環境に配慮した緑のオープンスペースの確保や壁面緑化、屋上緑化等を誘導する。 ・道路や河川沿いの空地・低未利用地等を活用し、地域住民や事業者等の協働による花壇（ポケットパーク）づくりを拡充し、地域特性に応じたまちなかの彩りある緑化を促進する。	・大規模開発地 ・主要幹線道路等



・図書館南花壇での事業者と園児の花植え活動

[illegible]

【地域特性に配慮した緑化】

- 市街地の緑化推進
田園居住地の緑化推進
● 主な花壇・緑地等

【育む緑】水と緑と花のまち育成方針

4. 緑を育む人づくりや仕組みを充実する

(1) 住民等の主体的な緑のまちづくり活動を促進する

主要施策	具体的な施策の展開方向
①まちの庭づくりの促進	- 道路沿いの空地や低未利用地を活用した緑地や花壇（ポケットパーク）づくり、また、コスモス街道や押原花の通学路など、住民や事業者等多くの人の手により育まれてきた花の見所については、協働による緑と花のまちづくりの先導的な取り組みである「まちの庭づくり」として周知を図り、活動の継続と拡充を促進する。 「まちの庭づくり」では、休憩スポットを整備するとともに、まちの木・花の活用、四季折々の植栽や維持管理のモデルとしての取り組みを進め、彩りあるオープンスペースが緑の教育の場や地域の身近な交流の場となるよう活動の充実を図る。
②緑のまちづくり活動と人材育成の促進	- 常永川沿いのコスモス街道や押原公園の維持管理、ポケットパークの花植え、押原花の通学路の活動など、緑に関する団体や事業所等の協力と活動の育成に努めるとともに、多様な活動の連携と緑の維持・保全、緑化活動を促進する。また、活動に対する助成等の支援を充実する。 - 各区への花苗の配布、公共スペースの植栽、公共施設のプランター設置、花壇への植栽といった「花いっぱい運動」や、家庭や事業所等における「緑のカーテン」の取り組みを促進する。 - 公園の清掃・美化、協働による緑の維持管理の充実に向け、「アダプトプログラム」（里親制度）の取り組みを検討する。 - 郷土の自然環境や生態系、園芸、農業、ガーデニング等に詳しい人材の発掘と育成により、緑のまちづくりを推進するリーダーやボランティアの育成を図る。 - 身近な緑化活動を支援するため、緑化相談や緑のサポーターなど、緑づくりの専門家の養成及び緑化活動に関する情報提供等に努める。
③生け垣化の促進	景観や防災等の視点も踏まえ、「生け垣推進補助制度」の周知を図り、町民の主体的な緑化に対する支援を充実する。
④緑に関するルールづくり	「昭和町宅地開発指導要綱」に基づき、建築物の意匠や緑化等のまちなみ景観の誘導を図るとともに、地区計画をはじめ、住民協定、緑地協定、建築協定など、緑化に関するルールの適用を検討し、地域特性に応じた緑のまちづくりを促進する。

(2) 緑の普及・啓発活動を進める

主要施策	具体的な施策の展開方向
①緑や自然を学ぶ環境教育の推進	- エコスクール活動を通じた花壇づくりや常永ゆめ広場等のビオトープの適切な維持管理、体験農園の充実など、自然とのふれあいを通して緑や自然の重要性を学び、学校が環境教育や学習の拠点となるよう、緑や郷土教育の推進に努める。 - 生涯学習やイベント等の機会を活用し、自然環境や地域の生態系に関する広報・啓発を推進するとともに、自然とのふれあいを重視した体験的な学習の展開を図る。 - 町民や地域からの情報収集等により、緑の経年的な量や質の調査、動植物の生息環境の調査など、郷土の自然や植生の研究に取り組み、緑や環境に対する関心を高めるよう活用を図る。また、緑や自然を大切にすることを育むため、学校や地域、事業者等との連携を図り、緑を活用した教育プログラムの取り組みを展開する。 - 地球温暖化対策地域協議会等の活動を通して、地球温暖化防止に向けた普及・啓発活動を促進する。

主要施策	具体的な施策の展開方向
②緑化イベント等の充実	・緑のカーテンコンテスト等のコンクールや、緑のカーテン教室、庭づくり相談会等の各種イベントの充実により、緑に関する住民の理解や関心を高める。 ・地区推薦による美化や花植え活動等を表彰する「環境功労者表彰」の充実とともに、今後、緑化に貢献した町民や団体、事業者等を表彰する「緑化表彰制度」等を検討し、緑の重要性や緑に関する意識の普及・啓発に努める。
③緑に関する情報発信の充実	・花苗の配布等の既存の啓発事業やイベント開催での普及・啓発を充実するとともに、公園PR等のホームページの開設、緑のガイドブックや緑の資源マップの作成検討、まちの木・花のPRなど、緑に関する情報発信やPRを充実する。
④新たな啓発・交流活動の取り組みの検討	・緑のまちづくりワークショップや協働による緑の保全、公園・緑地づくりに取り組むグラウンドワークの実施など、緑に関する住民参加の仕組みづくりを検討する。 ・既存の環境パトロール活動を活用した樹木の点検・管理や、緑のまち歩き等の地域イベントを通じた協働による緑の維持・管理を検討する。 ・本町の自然や緑、景観、歴史文化等に親しむウォークラリーや、フットパスによるまち歩きとマップの作成を検討する。 ・緑化活動や緑の教育に関する世代間交流事業を検討する。 ・豊かな水資源や河川・緑地空間等を活用し、運動、リラクゼーション、食事等の健康プログラムを検討し、町民の健康増進とともに地域振興を目指す「ウェルネスツーリズム」の取り組みを図る。

(3) 緑を守り・育む仕組みを充実する

主要施策	具体的な施策の展開方向
①景観法を活用した緑のまちづくりの推進	・「昭和町景観計画」や「昭和町景観条例」の策定を検討し、風土や歴史、産業等と密接に関連しながら形成されてきた固有の自然環境、農地、景観を保全するとともに、計画と連携のとれた水と緑と花のまちづくりを推進する。
②緑の保全・育成に関する制度等の活用	・都市緑地の保全や緑化への助成等の基本事項を定めた、「緑のまちづくり条例」や要綱等の制度を検討する。 ・工業団地や住宅地等の開発事業については、地区計画、緑地協定、環境保全協定の締結を指導し、緑豊かな市街地の形成を計画的に誘導する。また、開発に伴い整備される公園・広場等の規模や配置を適切に指導する。 ・民間開発や民有地、事業所等における緑を確保するための指針となる「緑化基準」や「緑のガイドライン」の作成を検討する。 ・緑の保全や緑化、地域の美化・清掃活動等に参加しやすい環境づくりとして、「緑のサポーター制度」の検討を図る。また、人材育成の一環として、「緑の人材バンク」の登録制度を検討する。 ・植物のリサイクル推進の視点から、公共施設や家庭・事業所等で不要となった樹木や草花を他所に斡旋・紹介する「グリーンバンク制度」を検討する。 ・「昭和町環境基本条例」、「昭和町環境基本計画」に基づき、住民参加による環境美化活動や環境美化教育を促進する。
③緑のまちづくり活動への支援の充実	・花苗の配布、河川沿いのコスモス植栽活動等を助成する「緑の募金」の充実や、交付金による地区の花植え活動の充実に努めるとともに、住民活動の場の提供、用具の貸出、助成金の充実など、協働による緑化推進活動の育成と支援策の充実に努める。